

第 1 問 答案用紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

問 1

本規定を適用する場合において、金額基準を満たしているかどうかは、法人の適用している経理方式により判定する。A社は消費税の会計処理につき税込経理方式を採用していることから、取得価額は102,900円となり、本規定の適用を受けることはできない。

問 2

故障し修理不能の状態となった場合のように、固定資産につきその使用を中止し、将来に亘って当該資産を再び事業の用に供することができないことが客観的に明らかであれば、廃棄等していない場合であっても除却損として損金の額に算入できる。

問 3

除外した売上金額は、平成20年度の売上金額に算入すべきである。また売上金額は本来A社に帰属すべきものであり、これをBが費消したのであれば、Bに対する返還請求権が生ずることになる。

問 4

上記返還請求権を放棄することは、結果的にBに対し経済的利益を供与することになり、Bに対し役員給与を支給したことになるが(法法34) 本件給与の支給は隠ぺい仮装によるものであるから、損金の額に算入することはできない(法法34)。

第 1 問 答案用紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2

問 1

(番号)

(理由)

当該譲渡は、一回的・散発的に生じたものであることから譲渡所得に該当する。譲渡所得の計算上控除する取得費は改良費の額も含むから(所法38) 造成・改良費用も取得費を構成する。

問 2

(番号)

(理由)

消費税とは国内の消費に対し課税する制度であり、土地はその性質上、消費になじまないこと、加えて土地の移転は単なる資本の移転に過ぎないため、消費税を課さないこととしている。

第 2 問 答案用紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

解答にあたっての注意事項：

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入しなさい。ただし、合計欄は上によって記入した各行の金額を合計して、「加算すべき金額」「減算すべき金額」の各別に相殺せず記入しなさい。
- (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合は、加算すべき金額の欄に0(ゼロ)を明記しなさい。

(単位 : 円)

当期利益の額	580,000,000	
(有価証券の評価について)	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
A 社 株 式	(1,330,000)	()
B 社 株 式	(0)	()
C 社 社 債	()	(60,000)
合 計	1,330,000	60,000
(受取配当等について)	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
A 社 株 式	()	(267,500)
B 社 株 式	()	(80,000)
合 計	()	347,500
(源泉所得税及び住民税利子割について)	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
源泉所得税額	(111,500)	()
住民税利子割額	(20,000)	()
合 計	131,500	()
(租税公課について)	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
(1) の 事 項	()	(49,000,000)
(2) の 事 項	(27,700,000)	()
(3) の 事 項	(0)	()
(4) の 事 項	(463,000,000)	()
(5) の 事 項	(2,396,000)	()
合 計	493,096,000	49,000,000
(減価償却資産の償却費について)	加 算 す べ き 金 額	減 算 す べ き 金 額
建 物	()	(1,120,000)
建 物	(58,580,000)	()
建 物	()	(499,000)
機 械 装 置	()	(36,000,000)
器 具 備 品	(0)	()
合 計	58,580,000	37,619,000

第 2 問 答案用紙 < 2 > (租 税 法)

(貸倒損失及び貸倒引当金について)	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) の事項	(6,000,000)	()
(2) の事項	(6,500,000)	()
(3) の事項	(20,000,000)	()
(4)～(6)の事項	()	(132,400)
合 計	32,500,000	132,400

貸倒実績率 0.0136

繰入限度額 33,782,400

(交際費等について)	加算すべき金額	減算すべき金額
合 計	500,000	()

(交換について)	加算すべき金額	減算すべき金額
土 地	(4,920,000)	()
建 物	(3,080,575)	()
合 計	8,000,575	()

(借地権について)	加算すべき金額	減算すべき金額
(1) の事項	()	(8,000,000)
(2) の事項	(3,500,000)	()
合 計	3,500,000	8,000,000

法人税額の計算

課税所得金額	1,082,479,000
法人税額	324,743,700
所得税額控除額	111,500
中間申告分の法人税額	152,000,000
納付すべき法人税額	172,632,200

第2問 答案用紙<3> (租税法)

問題2

	時価1,000万円の場合			時価500万円の場合		
ケース1	益・損	200	万円	益・損	300	万円
ケース2	益・損	400	万円	益・損	500	万円

問題3

問1 基準期間における課税売上高の計算

基準期間における課税売上高は 円である。

問2 課税標準額(千円未満切捨)及び課税標準額に対する消費税額の計算

課税標準額(千円未満切捨)は 円である。

課税標準額に対する消費税額は 円である。

問3 課税売上高及び非課税売上高の計算

課税売上高は 円である。

非課税売上高は 円である。

問4 仕入れに係る消費税額の計算

課税仕入れに係る消費税額は 円である。

保税地域からの引取りにつき課された消費税額は 円である。

したがって、仕入れに係る消費税額合計は 円である。

問5 差引税額の計算

売上げに係る対価の返還等に係る消費税額は 円である。

したがって、差引税額(中間納付税額控除前の税額)は 円である。